

大阪産業局 インドネシア月次レポート（10月号）

インドネシア現地サポートデスク

PT JAC Consulting Indonesia

【外資企業最低資本金引き下げ】

2025年10月1日付で、インドネシア政府投資調整庁（BKPM）は、外資法人（PMA）の最低払込資本金を従来の100億ルピアから25億ルピアへと引き下げた。これは約1億円相当から2,500万円相当への大幅な緩和であり、外国企業にとって参入のハードルが実質的に4分の1に下がったことを意味する。従来、外資企業を設立する際には「土地・建物を除く投資総額100億ルピア以上」という要件と同額の払込資本金が求められていたが、今回の改正により、投資計画の規模自体は維持されつつも、払込時点で必要となる現金負担が軽減される形となった。

実務的には、OSS（オンライン・シングル・サブミッション）システムも更新されており、払込資本金25億ルピアを満たすことで事業手続きが可能となっている。これにより、インドネシア進出を検討していた中小企業や新規参入企業にとって、初期投資のハードルが大幅に下がり、より柔軟な資本計画が立てやすくなった。特に日系企業のように、まずは市場調査などの低リスクな段階から始めたいケースでは、従来の高い資本金要件がネックになっていたため、この緩和は大きな追い風となる。一方で、払込資本金が下がったとはいえ、総投資額（投資計画）100億ルピア超という条件は依然として有効である。形式上は資本金を軽くできても、実際の投資計画や事業規模が相応であることを示す必要がある。また、インドネシアでは業種や地域によっても許認可の細則が異なるため、現地のKBLI（事業分類番号）を正確に確認することが求められる。

総じて今回の引き下げは、インドネシア政府が外国投資をより積極的に受け入れる姿勢を示したものであり、東南アジア諸国の中でも投資先としての競争力を強化する狙いがあると考えられる。今後は、制度変更の実務運用が安定し、地方行政との整合性が確立されれば、外資企業にとってより魅力的な市場環境となるだろう。現時点では、払込資本金25億ルピアという新基準を活用しつつも、投資計画や事業内容を慎重に設計し、法的・実務的要件を確実に満たすことが重要となる。

【米国関税】

米国の関税政策に大きな動きは見られないものの、9月23日、インドネシアはEUとの間で包括的経済連携協定(CEPA)の締結を最終合意した。これにより、自動車、機械・電子部品、化学品、医薬品、加工食品、乳製品、食肉製品などに係る関税の大部分が撤廃される。

またEU側も大部分のインドネシア産品に対する関税を完全に撤廃、あるいは大幅に削減することで、インドネシアからEUへのパーム油や衣類、靴などの輸出拡大が予想される。

併せて輸出入手続きの簡素化が進む見込みであり、トランプ関税による影響を一定程度緩和する効果が期待されている。

協定の発効によりEU市場へのアクセス拡大やサプライチェーンの多様化が進む可能性もあり、インドネシア企業および現地に拠点を持つ外国企業にとって、輸出競争力の向上が見込まれる。